

第5期（平成24～26年度）

# 高齢者福祉計画・介護保険事業計画



✿ ダイジェスト版 ✿

## 計画の趣旨

現在、わが国の少子高齢化は急速に進んでおり、今後ますます寝たきりや認知症などによって介護を必要とする高齢者が増加すると見込まれています。高齢者ができる限り住み慣れた地域の中で安心して生活を継続できるよう、介護予防施策の推進とともに地域包括ケア体制の整備が重要となっています。

今治市では、高齢者を取り巻く環境の変化や国の制度改革を反映させるため、第4期計画の実績の分析結果や日常生活圏域ニーズ調査により把握した課題を考慮し、平成24年度から3か年を計画期間とする第5期計画を策定しました。

## 基本理念

おもいやりの心で支え合い、  
安心して健康に暮らせるまち

## 基本方針

地域包括ケア体制の整備充実  
及び地域福祉活動の推進

地域とともに歩む  
総合福祉サービスの推進

生涯健康づくりの推進

予防重視型の介護サービスの推進

今治市

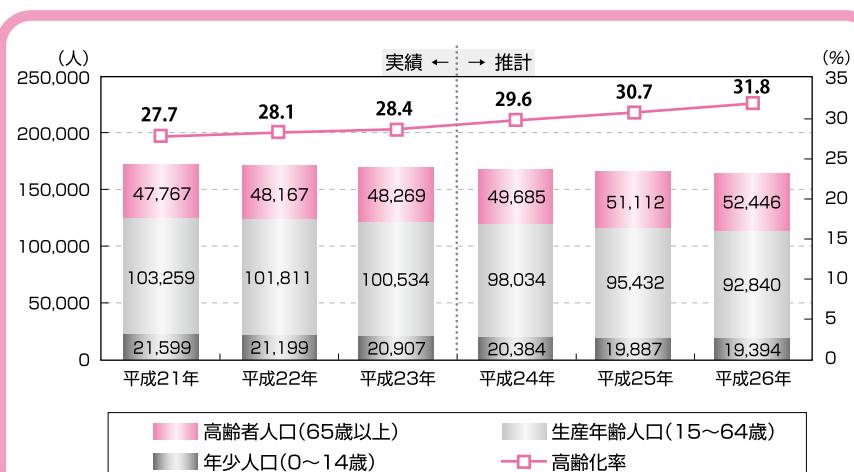
平成24年3月

# 高齢者の現状と今後の推移について

## ●人口の推移と将来推計●

本市の総人口は減少しているのに対し、65歳以上の高齢者数は増加しており、今後も増加する見込みです。

特に、平成24年から26年にかけて、団塊の世代と呼ばれる方が65歳に到達することから、高齢化率の急激な上昇が予想されます。



# 高齢者福祉施策の推進

## ●自立支援と生活の質の向上●

高齢者の生活支援施設等の活用	生活に関する不安の解消や寝たきりにならないための予防事業を推進する場として、高齢者の生活支援施設(養護老人ホームなど)の活用を図ります。
生活支援サービスの充実 (介護保険対象外)	生活に不安を抱えるひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対して、生活支援サービス(ふれあいホームヘルプサービス、入院ヘルパー派遣事業など)の充実を図ります。
高齢者の社会参加	高齢者が生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、積極的に社会参加の機会(シルバー生きがい農園、ことぶき大学など)の確保に努めます。
認知症高齢者の支援対策の推進	認知症高齢者及び家族のための相談窓口の充実を図るとともに、関係機関と連携してサポート体制の構築に努めます。
高齢者虐待への対応	高齢者への虐待を未然に防ぐため、周知・啓発を図るとともに、養護者に対する支援を行い、関係機関とのネットワークを構築します。

## ●地域支援事業の推進●

地域包括支援センター・在宅介護支援センターなどが連携して、在宅福祉や介護予防サービスの充実を図り、虚弱な高齢者の生活に関する不安の解消などに取り組み、要支援・要介護状態にならないように予防事業の充実を図ります。

高齢者自身の健康増進や元気な高齢者による社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを促進するため、介護支援ボランティア事業の実施を検討します。

また、要支援・要介護状態になった後も、高齢者が可能な限り地域で生活を営むことができるよう、高齢者自身や高齢者を在宅で介護する介護者への様々な支援事業を推進します。



# 地域包括ケア体制の構築

## ● 地域包括ケアシステムの推進 ●

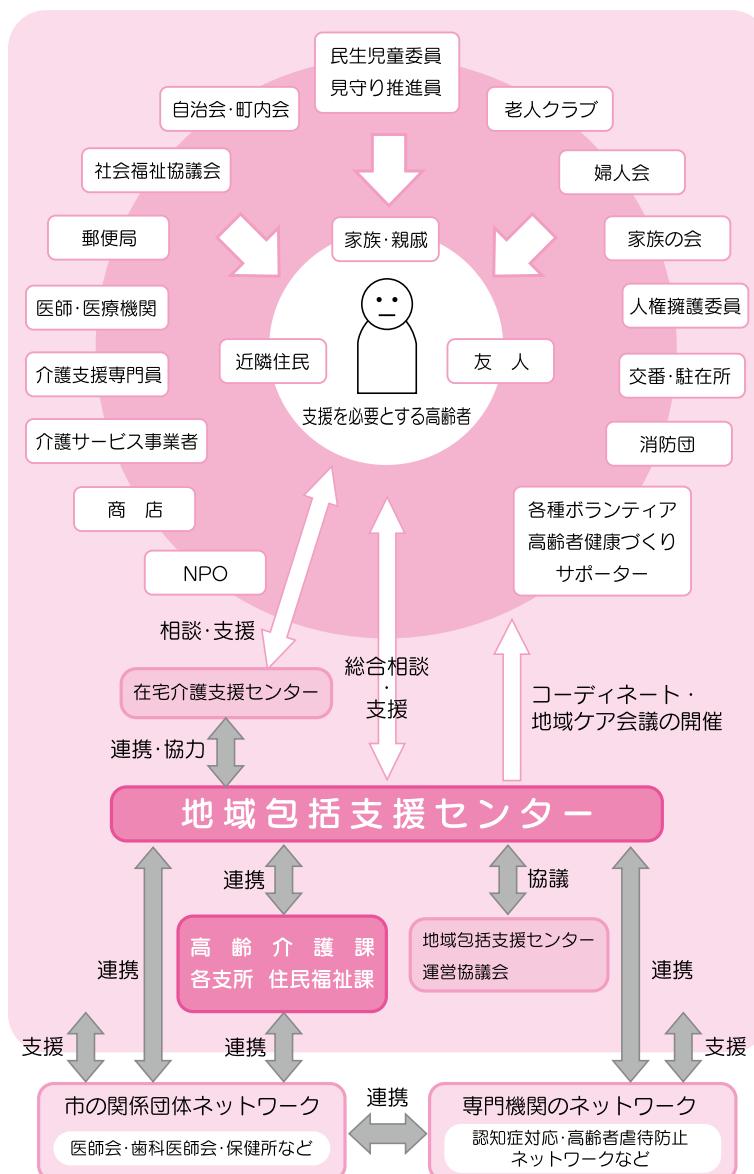
医療、介護、予防、生活支援、住まいの5つのサービスを組み合わせて切れ目なく提供することで、高齢者が住み慣れた地域で24時間、365日安心して暮らせる社会の実現を目指します。

## ● 関係機関との連携 ●

地域包括支援センターを中心に、高齢者の生活を地域で支える地域包括ケアシステムが十分に機能できるよう、関係機関との連携体制を構築します。

## ● 地域包括支援センターの機能強化 ●

市民の身近な相談窓口としての機能を果たすため、サブセンターなどの設置や、在宅介護支援センターへの包括業務の委託を実施するなど、地域包括支援センターの増設を検討し、住民の利便性の向上を図ります。

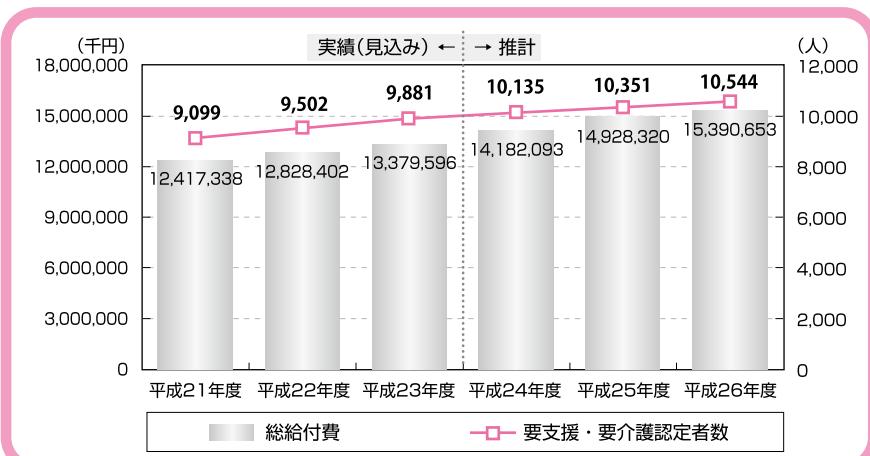


# 介護保険事業の推進

## ● 要支援・要介護認定者及び総給付費の推計 ●

介護(予防)給付にかかる費用は、要支援・要介護認定者の増加に伴い急速な上昇を続けています。

平成24年度以降においても、引き続き右肩上がりで推移する見込みです。



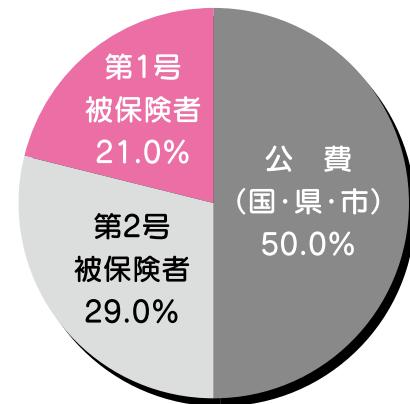
## ●介護サービス基盤整備の考え方●

現在の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)などの待機状況や、今後の高齢者人口、要支援・要介護認定者の伸びを勘案し、それぞれの日常生活圏域における整備状況及びニーズに配慮しながら、施設・居住系サービスと在宅サービスのバランスの取れた整備を行います。

## ●費用の負担割合●

介護保険サービスを利用した場合、費用の1割を利用者が負担し、残りの9割は保険給付により賄われます。介護保険制度では、公費と保険料とで給付費の50%ずつを負担します。保険料については、第1号被保険者(65歳以上)及び第2号被保険者(40歳~64歳)が負担します。

平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者の負担割合は20%でしたが、平成24年度から21%に変更されます。



## ●第5期の介護保険料●

高齢化の進展に伴う要支援・要介護認定者数の増加、急激な給付費の上昇、及び施設待機者の解消に向けた基盤整備の影響などを踏まえ、介護保険料基準額の見直しを行いました。

本市においては、県の財政安定化基金の一部取崩しや介護給付費準備基金の全額取崩しなどによる保険料の上昇抑制策のほか、新たに第3段階の細分化と第7段階の創設により、負担能力に応じたきめ細かい段階設定を行いました。

所得段階	対象となる方		基準額 (月額)	調整率	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方			×0.5	31,100円
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		×0.5	31,100円
第3段階 (細分化)	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方		×0.7	43,500円
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方		×0.75	46,600円
第4段階 (細分化)	本人が住民税非課税で、世帯に住民税を課税されている方がいる	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	5,178円	×0.85	52,800円
第4段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方		×1.0	62,100円
第5段階		前年の合計所得金額が190万円未満の方		×1.25	77,700円
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方		×1.5	93,200円
第7段階		前年の合計所得金額が400万円以上の方		×1.75	108,700円

- 認定・給付について 本庁 高齢介護課 ☎ 0898-36-1526 各支所住民福祉課  
● 保険料について 本庁 市民税課 ☎ 0898-36-1510 各支所総務課税務係